

議案第 26 号

宝塚市立温泉利用施設条例を廃止する条例の制定について

資料2 債務負担行為(市立温泉利用施設大規模改修負担金等)の積算根拠

債務負担行為の額は令和3年度に作成した「宝塚市立温泉利用施設保全計画」内の数値を根拠としました。保全計画では、各設備や躯体等の劣化度を、「A」が健全(軽度)、「B」が進行(中度)、「C」が著しく進行(重度)、「D」が漏水や故障中(事後)に判定しています。「D」は既に修繕を終えていることから、次に危険度が高い判定の「C」の修繕内容で、令和13年(築30年目)までにかかる修繕額の累積を時点修正し、それを本予算の積算根拠としています。

主な内容としては、空調設備の総入れ替え、屋上の防水、外壁のコーキング、高圧受電盤といった電気関係の設備などです。